

2022年2月25日

栃木労働局長

藤 浪 竜 哉 様

日本労働組合総連合会栃木県連合会

会 長 吉 成 剛

(2022 春季生活闘争委員会委員長)

要 請 書

連合栃木の諸活動に対し、深いご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

現在、コロナ禍により労働者の生活面や企業経営への影響が大きく出ています。さらに足元では、原油や食料品などの輸入価格が上昇し、家計や中小企業の経営に影響が出はじめており、機動的な公的対策が求められます。

このような状況を克服し、持続可能な社会・経済を実現するためには、コロナ禍からの経済再生と内需拡大につながる成長分野へ積極的な投資を行うとともに、働く者の雇用を維持・確保し、安心・安定につながる環境整備が必要です。

連合栃木では2022春季生活闘争で、それぞれの労使において丁寧な議論を重ね、「人への投資」、「人材の確保・定着」、「人材の育成」をめざし、働き方改革などにも取り組んでまいります。

つきましては、働く者の立場からの下記要請事項をお受け止めいただき、対策を講じられますことをお願いいたします。

記

1. 労働行政の強化

- (1) 不合理な解雇や雇い止め、内定取り消し等を防止するため、労働関係法令の周知徹底と相談窓口の充実をはかり、労働行政を強化する。また、学生も含めた労働教育講座を開催するなど、事業主及び働く人がワークルールの知識を修得することを促進する。
- (2) 労働基準監督官や担当職員の増員などにより監督機能の強化をはかる。

2. 雇用の維持・確保

- (1) 新卒者等の地元就職やU I Jターン等の促進に向けた取り組みや、雇用の維持・創出につながる産業振興対策を実施するとともに、自治体等による事業と組み合わせ、ディーセントな雇用創出をはかる。
- (2) 有期・契約等労働者、とりわけ非正規雇用の約7割を占める女性労働者が、質の高い雇用へ転換をすすめるための施策を充実させる。さらに、高齢者、障がい者、新卒内定者の雇用維持の取り組みも強化する。
- (3) 「失業なき労働移動」を実現するため、在籍型出向支援の取り組みを強化する。

3. 働き方改革

- (1) 長時間労働を是正するため、職場で労働時間の適正な把握と管理や、36協定が適切に締結されるよう過半数代表者の選出が投票や挙手など民主的な方法で行われるよう監督指導する。
- (2) 年次有給休暇の完全取得をめざして、職場の現状把握、交代要員の確保、計画取得など事業主の取り組みを促進する。
- (3) すべての労働者の待遇間格差の是正に向けて、「同一労働同一賃金」の法規定を周知徹底する。また、派遣労働者は派遣先均等・均衡方式であることや、在宅勤務などテレワーク勤務制度の適用を含めた「あらゆる待遇」が対象であることに留意する。
- (4) 働き方改革関連法は中小企業にも適用されており、働き方改革も含めた取引の適正化が求められていることから、発注側（大企業・親企業等）の働き方改革に伴う受注側（下請け・中小事業者等）への「しわ寄せ」を防止するため総合対策を推進する。あわせて政府が進める「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを広げる。

4. ハラスメントの根絶とジェンダー平等・多様性の推進

- (1) ハラスメントは、被害者の人格等を侵害し、就業環境全体を悪化させる問題であることから、すべての職場における未然防止も含めた就業環境の整備を促進し、相談者のプライバシーに配慮した丁寧な相談対応を行う。
- (2) ジェンダー・バイアス（無意識を含む性差別的な偏見）や固定的性別役割分担意識の払拭につながる周知・啓発や、すべての働く者が両立支援制度を利用できる環境整備を、関係機関と連携して促進する。
- (3) 就労を希望する障がい者の雇用を進めるため、障がいの種類や特性、程度などを考慮した就労環境整備が必要であり、障がい者への差別禁止・合理的配慮の実施を周知徹底する。
- (4) 外国人労働者が安心して働き続けるため、事業主へ労働関連法令順守を指導徹底するとともに、外国人労働者の生活を守る各種支援制度を労使へ周知し、安心して相談できる体制を整備する。

5. 労働災害の予防対策

栃木労働局第13次労働災害防止計画が2022年度で最終年となることから、目標達成に向けて着実に取り組むとともに、この間の実績を検証し次期計画策定に活かす。

6. 健全な保険財政の確保

失業者が急激に増加した場合でも雇用保険が有効に機能するよう、労働保険特別会計への一般会計からのさらなる繰り入れや国庫負担割合を本則（1/4）に戻すことを、働く者の意見として本省へ届ける。

以上